

令和 8 年度盛岡市広告入り窓口封筒無償提供者募集要項

市民サービスの向上、財政負担の軽減を図ることを目的として、広告入り窓口封筒の無償提供者を募集します。

1 募集内容

無償提供者 1 事業者

窓口封筒に広告を掲載する者（広告主）を募集し、その他広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に窓口封筒を無償提供する事業者を募集します。

2 無償提供していただくもの

広告入り窓口封筒 2 種類

（来庁者が各種証明書を入れて持ち帰るための封筒で、必要に応じ来庁者が自由に利用するものです。市が利用を促進するものではありません。）

(1) 規格及び作成予定枚数

規格	作成予定枚数
角型 2 号又は A 4 サイズ対応封筒	8 万枚／年
角型 5 号又は A 5 サイズ対応封筒	2 万枚／年

※枚数については、1 年間あたりの使用予定枚数であり、調整場合があります。

(2) 広告内容と掲載面積等

ア 広告内容

広告主及び広告内容については、「盛岡市広告掲載要綱」及び「盛岡市広告掲載基準」に準じます。

イ 掲載面積等

広告の掲載面積は封筒の表及び裏の面積の各々 1 / 2 未満とし、それ以外は市の記載部分とし、記載内容は市が指定します。（1 年ごとに見直します。）協定期間内に窓口封筒の仕様及び掲載内容について変更が必要な場合は、変更の 3 月前までに変更事項を通知し、発注者受注者協議の上、対応するものとします。

(3) 備え付け場所

市民登録課（松園連絡所及び盛岡駅西口サービスセンターを含む。）、都南総合支所、各支所（青山、太田及び築川）、各出張所（飯岡、乙部、薮川、玉山及び巻堀）、医療助成年金課、市民税課、納税課及び住民福祉課

(4) 納入方法

ア 上記備え付け場所に別に指示する数量ごとに直送し、又は分納してください。

イ 初回納品期限は、令和 9 年 2 月 26 日（金）とします。

3 無償提供の期間

別途協議した日から原則 2 年間

4 応募資格

事業者の応募資格は、次のとおりとします。

- (1) 市町村税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

5 募集期間

令和 8 年 9 月 17 日（木）から令和 8 年 10 月 5 日（月）まで

6 提出書類

- ・ 広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式第 1 号）
- ・ 封筒見本
- ・ 企画提案書（任意様式。記載内容については、別紙 1 を参照すること。）
- ・ 法人登記簿の謄本
- ・ 会社概要（パンフレット等）
- ・ 直近 2 箇年分の納税証明書

なお、提出された書類は、返却しません。証明書は、発行日から 3 箇月以内のものとなります。

7 申込方法

(1) 持参

盛岡市市民部市民登録課管理係（盛岡市役所本館 1 階）に直接持参してください。
受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までです。
（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

(2) 郵送

封筒の表に「広告入り窓口封筒無償提供者応募」と朱書きで明記してください。
令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時 30 分必着です。

8 事業者選定方法

- (1) 選定に当たっては、提案内容、過去の実績等を総合的に評価し、1 事業者を選定します。
- (2) 提案書を特定するための評価基準については、別紙 2「広告入り窓口封筒無償提供提案審査評価表」を参照してください。

9 選定結果通知

選定結果通知予定日 令和 8 年 10 月 27 日（火）

選考結果について、広告入り窓口封筒無償提供（決定・不決定）通知書により応募者全員に郵送で通知します。

なお、審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けません。

10 その他

- (1) 申込書等に虚偽の記載をした場合は、失格となります。
- (2) 申込書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担となります。
- (3) 提出された申込書等は、本要項に基づく選定のみを使用し、申込者に無断で他の用途に使用することはありません。
- (4) 封筒の作成及び提供に係る全ての経費は、無償提供者の決定を受けた事業者が負担するものとします。
- (5) 無償提供者として決定を受けた事業者は、封筒を印刷する前に、広告掲載原稿を市へ提出し、内容等の確認を受けます。

11 申込書等の提出・問い合わせ先

盛岡市市民部市民登録課（盛岡市役所本館 1 階）

〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

盛岡市市民部市民登録課管理係 担当：南山

電話 管理係直通 019-626-7501